

○文部科学省令第五号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十三条、第四十八条、第五十二条、第五十九条（第七十条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第六十八条及び第七十七条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

文部科学大臣 渡海 紀三朗

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「特別活動並びに総合的な学習の時間」を「外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動」に改める。

第五十一条中「特別活動及び総合的な学習の時間」を「外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動」に改める。

第五十五条の次に次の一条を加える。

第五十五条の二 文部科学大臣が、小学校において、当該小学校又は当該小学校が設置されている地域の事態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該小学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法（平成十八年法律第二百十号）及び学校教育法第三十条第一項の規定等に照らして適切であり、児童の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条の規定の全部又は一部に  
よらないことができる。

第七十二条第一項中「必修教科、選択教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間」を「国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（以下本章及び第七章中「各教科」という。）、道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第七十三条及び第七十六条中「必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間」を「各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動」に改め、「各学年における選択教科等に充てる授業時数」を削る。

第七十九条中「及び第五十六条」を「から第五十六条までの規定」に改め、「第七十四条」との下に「

、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第四十六条」とを加える。

第八十五条の次に次の一条を加える。

第八十五条の二 文部科学大臣が、高等学校において、当該高等学校又は当該高等学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該高等学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法及び学校教育法第五十一条の規定等に照らして適切であり、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第八十三条又は第八十四条の規定の全部又は一部によらないことができる。

第九十六条ただし書中「第八十五条」の下に「、第八十五条の二」を加える。

第七十七条中「必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間」を「各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動」に改め、「、各学年における選択教科等に充てる授業時数」を削る。

第八十条第一項中「、第五十六条」を「から第五十六条まで」に、「及び第五十六条」を「から第五十六条までの規定」に改め、「中学校学習指導要領」との下に「、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあ

るのは「第六十七条第一項」とを加え、同条第二項中「、第八十五条及び第八十六条」を「及び第八十五条から第八十六条まで」に改め、「とあり、」の下に「並びに第八十五条の二」を、「高等学校学習指導要領」との下に「、第八十五条の二中「第五十一条」とあるのは「第六十七条第二項」と」を加える。

第一百三十三条第三項中「第八十五条」の下に「、第八十五条の二」を加える。

第一百三十二条の次に次の一条を加える。

第一百三十二条の二 文部科学大臣が、特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、当該特別支援学校又は当該特別支援学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該特別支援学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法及び学校教育法第七十二条の規定等に照らして適切であり、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第二百二十六条から第二百二十九条までの規定の一部又は全部によらないことができる。

第一百三十三条中「前条」を「前二条」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第五十一条関係）

道徳の授業時数	各教科の授業時数									区分
	体育	家庭	図画工作	音楽	生活	理科	算数	社会	国語	
三四	一〇二	/	六八	六八	一〇二	/	一三六	/	三〇六	第一学年
三五	一〇五	/	七〇	七〇	一〇五	/	一七五	/	三一五	第二学年
三五	一〇五	/	六〇	六〇	/	九〇	一七五	七〇	二四五	第三学年
三五	一〇五	/	六〇	六〇	/	一〇五	一七五	九〇	二四五	第四学年
三五	九〇	六〇	五〇	五〇	/	一〇五	一七五	一〇〇	一七五	第五学年
三五	九〇	五五	五〇	五〇	/	一〇五	一七五	一〇五	一七五	第六学年

外国語活動の授業時数						
総合的な学習の時間の授業時数						
特別活動の授業時数	三四	三五	三五	三五	三五	三五
総授業時数	八五〇	九一〇	九四五	九八〇	九八〇	九八〇

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 第五十条第二項の場合において、道徳のほかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもつてこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第二及び別表第四の場合においても同様とする。）

別表第二を次のように改める。

別表第二（第七十三条関係）

総合的な学習の時間の授業時数	道徳の授業時数	数時業授の科教各								区分	
		外国語	技術・家庭	保健体育	美術	音楽	理科	数学	社会		国語
五〇	三五	一四〇	七〇	一〇五	四五	四五	一〇五	一四〇	一〇五	一四〇	第一学年
七〇	三五	一四〇	七〇	一〇五	三五	三五	一四〇	一〇五	一〇五	一四〇	第二学年
七〇	三五	一四〇	三五	一〇五	三五	三五	一四〇	一四〇	一四〇	一〇五	第三学年

特別活動の授業時数	三五
総授業時数	一〇一五
特別活動の授業時数	三五
総授業時数	一〇一五
特別活動の授業時数	三五
総授業時数	一〇一五

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

別表第四を次のように改める。

別表第四（第七十六条、第一百七条、第一百七条関係）

教 各	区 分			
	国語	社会	数学	
	第一学年	一四〇	一〇五	一四〇
	第二学年	一四〇	一〇五	一〇五
	第三学年	一〇五	一四〇	一四〇



総授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	道徳の授業時数	数時業授の科					
				外国語	技術・家庭	保健体育	美術	音楽	理科
一〇一五	三五	五〇	三五	一四〇	七〇	一〇五	四五	四五	一〇五
一〇一五	三五	七〇	三五	一四〇	七〇	一〇五	三五	三五	一四〇
一〇一五	三五	七〇	三五	一四〇	三五	一〇五	三五	三五	一四〇

備考

一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。

二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領（第百八条第一項において準用する場合を含む。次号

において同じ。)で定める学級活動(学校給食に係るものを除く。)に充てるものとする。

三 各学年においては、各教科の授業時数から七十を超えない範囲内の授業時数を減じ、文部科学大臣が別に定めるところにより中学校学習指導要領で定める選択教科の授業時数に充てることができる。ただし、各学年において、各教科の授業時数から減ずる授業時数は、一教科当たり三十五を限度とする。

## 附 則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第五十条、第五十一条及び別表第一の改正規定は平成二十三年四月一日から、第七十二条、第七十三条、第七十六条、第一百七七条、別表第二及び別表第四の改正規定は平成二十四年四月一日から施行する。